

みどりのたより

55 号

平成25年2月26日

CONTENTS

- 平成24年度植物防疫地区協議会が開催されました 1
- 食品中の残留農薬検査結果の公表について（平成17～18年度） 11
- 「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について . . . 13
- 「平成23年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」について 15
- 臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発 19
- 「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）
 に関する意見・情報の募集について 20
- 平成24年度 ゴルフ場、緑地分野の農薬出荷実績（集計結果） 23
- 病虫害発生予察情報「特殊報」について 24
- 使用制限のかかる農薬変更登録情報 25
- 食品・添加物等規格基準の改正について 28
- 協会からのお知らせとお願い 29
 - 1 公益社団法人への移行について
 - 2 「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容(案)について
 - 3 「緑の安全管理士」支部大会及び認定研修会が終了しました
 - 4 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い
 - 5 講師派遣事業について
 - 6 農薬でんわ相談室について
 - 7 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

社団法人 緑の安全推進協会

●平成 24 年度植物防疫地区協議会が開催されました

平成 24 年 11 月、農林水産省は、各農政局単位で都道府県の植物防疫関係の担当者等を参集し「平成 24 年度植物防疫地区協議会」を開催しました。

同協議会では、各都道府県、農林水産本省、出先機関、独立行政法人等から最近の情勢について植物防疫に関連する情報交換が行われました。

ここでは、緑の安全管理士の方々の参考に供するため、「平成 24 年度植物防疫地区協議会」で報告された各種情報の概要をとりまとめました。

詳細については、『平成 24 年度「緑の安全管理士会」支部大会研修用資料』（以下。「支部大会資料」という）で確認ください。該当する情報の後に「支部大会資料」の掲載のページを記載しています。

I 平成 24 年度主要病害虫の発生概要

縞葉枯病は、関東、近畿及び九州の 4 県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。いもち病は、夏期に北日本から西日本にかけて気温が高かったことから、全国的に発生は少なかった。トビイロウンカは、8 月以降、つば枯れ等の被害が発生することが懸念され、1 県から警報、6 県から延べ 8 件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。斑点米カメムシ類は、13 県から延べ 14 件の注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

果樹カメムシ類は、昨年からの越冬量が多いことから、6 月までに 17 都府県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。また、夏期以降に第一世代成虫が果樹園に多く飛来することが懸念され、7 月以降に 20 府県から注意報が発表され、防除が呼びかけられた。

支部大会資料 P1

II 平成 24 年度植物防疫事業の実施状況と今後の取組

1 発生予察関係

独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が契約先となり、31 府県の病害虫防除所及び試験場等が参画して発生予察の手法検討委託事業を実施している。

支部大会資料 P3

2 病害虫防除関係

(1) 総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及、定着

農業者自身が、より具体的に IPM へ取り組むことができるよう、「実践指標モデル」（チェックシート）を主要 11 作物において策定した。

(http://www.maff.go.jp/j/syouan/syokubo/gaicyu/g_ipm/index.html 参照)。

都道府県では地域の実情に配慮した独自の「実践指標」の策定に着手するとともに、モデル地区での地域育成取り組んでいる。

GAP、エコファーマー、環境保全型農業直接支援対策や特別栽培農産物表示等の施策においては、病害虫防除技術として IPM が活用されている。

支部大会資料 P5

(2) 地域特産作物（マイナー作物）に使用できる農薬の適用拡大の促進

「日本再生の基本戦略」では自立的な地域づくりを進め、地域力の向上を図るとしている。農林水産省では、その取組方針において、日本農業の持ち味の再構築を図る取組として、付加価値の高い農業経営の確立等を視野に、地域特産作物等に使用できる農薬の登録適用拡大等を推進することとしている。

今後はさらに取り組みを加速化するため、都道府県間での要望調整、試験例数の分担等を積極的に進めることとし、効率的な試験データ作成に資することとしたい。

支部大会資料 P7

(3) 臭化メチル全廃に伴う土壌病虫害及び収穫物(くり)の防除対策

臭化メチル剤は、オゾン層破壊物質として指定された。我が国は、土壌消毒用途が平成 24 年、収穫物用途が平成 24 年を使用最終年とすることとしており、それぞれの用途に応じた代替技術の確立、普及を図ってきた。

支部大会資料 P9

(4) 農林水産航空事業

無人ヘリ事故情報は、昨年同様、架線への接触による事故が大部分を占めている。24 年度末に「平成 24 年度農林水産航空事業検討会」を開催し、25 年度以降の事故防止等について検討する予定。

支部大会資料 P10

(5) 薬剤抵抗性病虫害対策

農林水産省では昭和 46 年以降、防除指導に資するよう、都道府県が薬剤感受性検定を実施できる事業を推進してきた。しかし、近年、薬剤抵抗性病虫害の常発化、広域化、多様化が見られ、ウイルス等の媒介虫を含む難防除害虫等への対応により、防除回数増で抵抗性発生がスピード化している傾向にあると思われる。このため、検討会やシンポジウムでの講演等の機会を捉えて、現状把握と課題の整理を行った。

今後は、都道府県向けとして、以下の課題解決に向けた取り組みを進める予定。

- ① 情報収集・提供システムの構築
- ② 技術の確立（感受性検定方法・抵抗性判別方法等）
- ③ 防除指導方法の検討（防除指針等反映）
- ④ 防除指導の客観的な根拠の検討
- ⑤ 防除方法、抵抗性回避・遅延対策の検討（ローテーション散布、I PMの推進等）
とその体系化、普及・指導

支部大会資料 P11

(6) 農薬の飛散低減対策

平成 18 年 5 月のポジティブリスト制度の施行後、農林水産省では「農薬の飛散低減対策協議会」を複数回開催してきた。22 年 3 月には、「21 年度 I PM技術評価基準策定・情報提供委託事業／周辺作物飛散影響防止対策基準策定事業」の成果として、技術的な対策を盛りこんだ「農薬飛散対策技術マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を公表した。

各都道府県では、普及指導センター、J A等を通じ、農薬使用基準の遵守、飛散影響防止対策の周知、農薬使用状況記帳の徹底等が指導されてきている。

これまで関係者により、指導や啓発活動が行われているが、最近ではドリフトが原因と疑われる残留農薬検出事例が散見されている。生産現場へは、飛散低減技術の情報提供が引き続き必要と考えられるため、以下の事項に取り組む予定。

① 「マニュアル」策定以降の生産現場における取組状況について、各方面から情報収集すると共に、都道府県に優良事例等の調査を実施。

② ①の調査結果を取りまとめ、当該マニュアルの追補版を策定。

支部大会資料 P11

3 「海外病虫害発生情報」について

農産物貿易の拡大に伴い、病虫害が進入するリスクも高まっている。新たな病虫害が国内で発生された場合に備え、早期発見と適切な防除により被害を最小限に抑えることが重要であり、農林水産省では、「重要病虫害発生時対応基本指針」を制定した。

その取組みの一環として「海外病虫害発生情報」をとりまとめ農林水産省ホームページに掲載し、注意喚起している。

支部大会資料 P12

Ⅲ 平成 24 年度農薬関係事業の実施状況と今後の取組

1 農薬の適正使用

(1) 農薬の残留基準値超過事案への対応と適正使用の指導の強化

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農薬の適正な使用の指導のさらなる徹底を図ってきたが、依然として農薬残留基準値を超過する事例が散見される。基準値超過の原因としては、適用のない作物への農薬の使用、使用時期、回数または希釈倍数の誤り、散布器具の洗浄が不十分であったことによる別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフト等が報告されている。

生産・流通ルート別では、農産物直売所など農協を経由しないルートで販売される農産物における基準値超過がみられるようになってきている。

農林水産省は基準値超過の発生した真の原因に則した再発防止策が講じられることが最も重要であると考え、まずは徹底的な原因究明を行っていただくようお願いしている。類似の事例が蓄積されていく過程で一定の傾向が見えてくる可能性もあるので、報告をお願いしたい。

基準値超過は使用基準違反やドリフトや防除器具の洗浄不足など農薬の不適正な使用によってのみ生じるとは限らず、農薬登録の際に想定していなかった品種、栽培体系、使用方法などが原因となることや、作物残留試験で捉えきれなかった残留量のばらつきが原因となることも否定できず、このような可能性が示唆された場合は、国において使用基準又は農薬残留基準値の変更も検討することとなる。

支部大会資料 P13

(2) 住宅地等における農薬使用

住宅地周辺における農薬使用については、「住宅地等における農薬使用について」（平成

19 年 1 月 31 日付け、農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気保全局長通知）に基づき、周辺へ配慮した農薬使用の指導をお願いしている。

これまで、都道府県及び市町村の努力により、各地において、本通知に基づく取組が進められているが、依然として、一般の方や市民団体から、この通知が周知されておらず、不適切な農薬使用が行われているという指摘がある。通知による指導ではなく罰則の適用される法規制を検討すべきとの意見も寄せられている。現在同通知の改正を検討中である。

具体的には、

- ① 非農地（公園、街路樹等）では農地の場合と要防除水準の考え方が異なること、農薬散布区域が普段から人が滞在・通行する場所であること、また複数の関係者（施設管理者、防除業者、作業員等）の関与があり責任の明確化が必要なことから、農地とそれ以外で対策を明確に書き分け。
- ② 環境省が平成 22 年 5 月に策定した「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」について言及し、具体的な飛散防止対策等については同マニュアルを参照するよう規定（現行通知では、マニュアルが検討中であることのみに言及）。
- ③ 地方自治体の施設管理部局が防除業者等に委託して実施する植栽管理における対応を促進する手段として、以下を通知に盛り込むことを検討。
 - ア 「グリーン購入」の推進の一環として取組を進めること
 - イ 植栽管理の業務の仕様書において、本通知に掲げる遵守事項を具体的実施事項として盛り込むこと
 - ウ 入札の資格要件として、当該事業者が当該地方自治体が指定する研修を受けたものであること、又は指定する資格（農薬適正使用アドバイザー等）を有する者を当該業務の実施上の責任者とすることを規定すること
 - エ 農林部局又は環境部局の農薬担当者が、当該地方自治体の施設管理部局に対し、本通知の遵守に関する研修を定期的実施すること

支部大会資料 P13

（3）蜜蜂への危害防止対策

短期間に多数の蜜蜂が死亡する原因としては、寄生ダニ、蜂病、農薬などが考えられるが、ストレス、栄養状態などの要因とともに複数の要因が複合的に作用して被害を拡大させていることを示唆する研究もあり、蜜蜂の死亡事故にどの程度農薬が寄与しているかは明らかとなっていない。このため、引き続き「花粉交配用みつばちの安定確保に向けた取組の推進について」（平成 21 年 7 月 24 日付け、消費・安全局長、生産局長通知）に基づき、耕種農家と養蜂農家とが、巣箱の設置場所・設置期間等に関する情報、農薬の使用予定に関する情報等を相互に提供する連絡体制の整備等を通じて、農薬による被害の発生の防止を指導いただく必要がある。

加えて、以下について御承知置きいただきたい。

① 欧米におけるネオニコチノイド系農薬の規制の状況等について

「欧米ではネオニコチノイド系農薬の使用が全面禁止されている」等の主張を見かけることがあるが、現在、欧米において、ネオニコチノイド系農薬の使用を全面禁止している国はない。フランス、イタリアなどでは、ネオニコチノイド系農薬の一部について、「とうもろこし」や「ひまわり」の種子への使用が禁止されているが、これは、これらの地域で原因不明の蜜蜂の死亡が発生したためであり、未だ農薬との因果関係は科学的

に証明されていない。一方、ネオニコチノイド系農薬の蜜蜂に対する影響が国際的に関心を集めているのは事実であり、欧米各国や国際機関において、さまざまな検討が行われている。

② わが国における試験研究の実施について

これら諸外国・国際機関の動向も参考に、欧米諸国とは栽培品目や農薬の使用実態が異なるわが国における蜜蜂への農薬の影響について、平成 21 年度から農研機構畜産草地研究所を中心とした試験研究が実施されている。本年度末までに得られる研究成果から、農薬による蜜蜂の死亡を減少させる効果のある対策が明らかとなれば、改めてお知らせする。

③ 被害事例の報告について

農薬の使用が蜜蜂に及ぼしている影響を正しく理解するためには、試験研究の結果だけでなく、実際に発生する蜜蜂の被害事例について、農薬による被害の可能性を検討するための情報を収集していくことが重要である。従来から、「農薬の使用に伴う事故及び被害の発生状況」の調査の一環としてみつばち被害についても報告いただいているが、より詳細な情報を効率的に収集いただけるよう、今後、蜜蜂被害事例に関する報告様式に基づく報告をお願いする。

支部大会資料 P15

(4) 新たに毒物・劇物に指定された農薬について

9 月 21 日付けの政令により、酸化フェンブタスズ又はジチアノンを含む農薬は毒物（ただし、ジチアノンの含有量が 50%以下の農薬は劇物）に指定されたため、これらについては 10 月 1 日より、農薬販売店及び農家において、毒物及び劇物としての保管、取扱いが求められることとなった。

法令遵守の観点から改めて注意喚起をお願いする。

支部大会資料 P15

農薬の残留基準値超過事案への対処と適正使用の指導の強化について

平成 24 年 1 月 18 日

農林水産省消費・安全局

農産安全管理課農薬対策室

1. 趣旨

平成 18 年のポジティブリスト制度導入以来、農林水産省は、農薬の適正な使用の指導を徹底してきた。しかしながら、依然として農薬残留基準値の超過事例が散見されている（過去 5 年間で約 100 件）。

農薬の基準値超過や使用基準違反があった場合、当該農産物の食品としての安全性のみならず、産地の法令遵守の姿勢が問われる。さらに、回収等の報道により、当該農家だけでなく産地全体の経済的損失にもつながる。

これらの事案への都道府県の対応が十分な事例はごくわずかであり、農業サイドへの国民の信頼低下を憂慮。

このような状況の改善を図るべく、本年度、都道府県の農薬担当者に対して、農薬の残留基準値超過事案への対応の改善に向け、取組みの強化を呼びかけたところ。

2. 残留基準値超過事案への対応にあたっての留意点

残留基準値超過が判明した場合、再発防止のための対策が講じられることが肝要。以下の手順に沿った都道府県の積極的な取組みを要請。

- ① 当該農産物を摂取した場合の健康影響について判断
- ② 必要な場合、当該農産物の回収、出荷自粛等の措置
- ③ 基準値超過の生じた原因について徹底した調査
- ④ 再発防止のための対策の実施

(1) 健康影響に関する的確な判断に基づく回収、出荷自粛等（別添1）

- ① 慢性影響の有無の判断に当たっては、当該農産物からの農薬の摂取量と ADI（一日許容摂取量）の単純比較でなく、基準値超過のあった品目以外の食品からの当該農薬の平均的な摂取量も考慮する必要。
- ② 急性毒性の強い農薬については、作物残留量のばらつきや当該農産物を一度に大量に摂取した場合も考慮して短期経口暴露量を試算し、急性の毒性指標との比較が必要。
- ③ なお、基準値への適合の確認や暴露量の試算に当たっては、農薬の有効成分のほか、その代謝物についても分析が必要な場合もあるので、出荷前の自主検査を行う JA の分析機関等における適切な対応が必要。

(2) 基準値超過の原因究明（別添2）

基準値超過の原因は、適用のない作物への農薬の使用が大半。その他、使用時期、回数又は希釈倍数の誤り、散布器具の洗浄不十分による別の作物に使用した農薬の混入、農薬のドリフトなど。

以下を念頭に、都道府県において踏み込んだ原因究明を行うことが、再発防止の第一歩。

- ① 原因究明の目的は、違反を摘発して農業者を処罰することではない。
同じ原因による基準値超過が再発しないよう対策を講じるのが目的であり、何が原因であったのかの確実な見極めが不可欠。
- ② 農薬の使用履歴や農家からの聞き取りに基づき構築された基準値超過のシナリオが、問題の農産物中の残留レベルと比較して妥当なものであるかの検証が必要。（農薬対策室は、検証作業に協力する用意）
- ③ 基準値超過の原因を安易に使用基準違反以外のところ（散布器の洗浄不足、ドリフト等）に求めると、真の原因が見逃され、誤使用が放置される。

(3) 再発防止策の幅広い実施（別添3）

基準値超過事案に関する情報を電子メールを通じて全国の関係者間で速やかに共有する仕組みを昨年12月に構築。

- ① 農薬対策室は、都道府県の担当者からの報告に基づき、基準値超過事案の発生した状況やそれを防止するためにとられた対策について、全国の都道府県の担当者に電子メールで速やかに情報提供。
- ② 都道府県においては、担当者宛てに提供される情報が現場で農家の指導に携わる者に活用されるよう、農業改良普及員等に速やかに配布する等の対応が求められる。

※：「別添資料1，2，3」は省略

支部大会資料 P18

2 疑義資料の対応について

(1) これまでの取組

- 1) 農薬登録を受けていないにもかかわらず、病虫害の防除効果を謳った資材や、農薬成分を含む資材（＝「疑義資材」）は、無登録農薬に当たることから、製造者に対する指導・取締りを実施。また、農林水産省のHP上の「疑義資材コーナー」に「農薬目安箱」を設置して、疑義資材に関する情報提供を広く受け付け。
- 2) 都道府県による農薬販売店の立入調査や農政局・地域センター等による除草剤販売業者に対する点検調査等の機会を捉え、疑義資材は無登録農薬に当たり、取り扱うべきでないことを販売店に対して指導。
- 3) 農薬の適正な利用の観点から、「疑わしい資材を購入しない、利用しない」という考え方を生産現場へ周知徹底するため、リーフレットを都道府県等を通じて農薬使用者へ配布。

(2) 疑義資材への対応の現状と今後の進め方

1) 収集された疑義資材情報への対応

提供された情報は、疑義資材情報に当たるかどうかの確認を行った上で、製造者等を特定し、「疑義表示資材」（農薬としての効能効果を標榜している資材）については、農薬取締法、疑義資材通知等の周知及び表示の是正指導を実施。

一方、「疑義成分資材」（成分からみて農薬に該当し得る資材）については、資材を購入し、有効成分等の分析等を行い、薬効が確認される含有量が確認された場合は立入検査等を実施。

2) 疑義資材の指導・収集について

① 販売者・生産者に対する指導

引き続き、販売者に対しては登録された農薬以外の農薬を販売しないよう、また、生産者に対しては登録された農薬を使用するよう指導の徹底をお願いする。

② 疑義資材に関する情報収集

得られた資材に関する情報は、最寄りの地方農政局、地域センター等を通じて提供をお願いする。農林水産省においては、必要に応じて追加情報を収集する必要があると判断した場合は、地方農政局・地域センター等により周辺調査（任意調査）を実施する。

このため、情報をご提供いただいた機関、団体等に対して調査に協力をお願いする場合がある。

③ 病虫害防除に係る試験研究の成果等の普及に当たっての注意点

都道府県の試験場等における防除技術の開発に当たっては、農薬的効果を有する資材は、特定農薬に当たるものでない限り農薬登録がされなければ販売（譲渡を含む）も使用もしてはならないなどの規制を念頭に、技術の計画段階から慎重にご検討いただきたい。また、いわゆる耕種的防除に当たる技術であっても、成果の普及に当たって技術の背景について十分な説明がなされないと、耕種的防除に用いられる資材が「農薬」であるとの誤解を招きかねないので、十分にご注意願いたい。

支部大会資料 P23

3 販売禁止農薬の回収について

(1) 経緯

農薬の販売の禁止を定める省令（平成 15 年農林水産省令第 11 号）において定められている販売禁止農薬は、使用も禁止（その人畜又は環境への影響から販売が禁止されているものである）、無登録農薬の使用と同じく厳しく規制）。しかしながら、販売禁止農薬に指定されたケルセンを含む農薬が誤って使用された事例がこれまでに 2 件報告。

このため、「販売禁止農薬等の回収について」（平成 23 年 12 月 13 日付け、農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知）（別紙 3）により、誤使用の判明したケルセンに加え、販売禁止農薬に追加されたベンゾエピンについて、農薬販売店及び農協を拠点として農薬メーカーによる回収を強化することとし、都道府県に対しても、農家等に対する周知をお願いしてきたところ。

(2) 回収状況

ケルセン、ベンゾエピンともに本年に入って相当量の農薬が回収されているが、回収量は夏以降落ち着いてきている。

(3) 今後の進め方

今後も再度販売禁止農薬の回収を呼びかけていただき、農家在庫の一掃に御協力願いたい。

支部大会資料 P24

別紙 3

23 消安第 4 5 9 7 号
平成 23 年 12 月 13 日

北海道農政事務所消費・安全部長
各地方農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

消費・安全局農産安全管理課長

販売禁止農薬等の回収について

農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定によりその販売が禁止されている農薬（以下「販売禁止農薬」という。）については、法第 11 条の規定に基づきその使用も禁止されているところである。

ケルセン又はジコホールを含む農薬は、農薬の販売の禁止を定める省令（平成 15 年農林水産省令第 11 号。以下「省令」という。）の改正により、平成 22 年 3 月 31 日に販売禁止農薬に追加されたところであるが、その後、平成 22 年 4 月及び平成 23 年 9 月に当該農薬を誤って使用した事例が報告されている。一部の都道府県において、このことを受けて平成 22 年に農家等に対して改めて注意喚起を行い、当該農薬の回収を進めた結果、平成 17 年から 21 年にかけて全国から回収された量に匹敵する量の農薬が回収されている。このことから、他の都道府県においても相当量のケルセン又はジコホールを含む農薬が依然農家等に保有されているものと推察され、改めて当該農薬の使用禁止についての周知及び適正処理の徹底を図る必要がある。

また、ベンゾエピン（別名：エンドスルファン）を含む農薬については、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」において製造、使用等を原則禁止する物質に追加することが決定されたことから、平成 23 年度末には販売禁止農薬に追加するよう省令の改正を予定している。当該農薬が販売禁止農薬に追加された後に誤って使用されることを未然に防止するためには、農家等に保有されている当該農薬の回収を準めておくことが望ましい。

については、ケルセン又はジコホールを含む農薬及びベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について、貴局管下県より農家等に対して下記の事項が周知されるよう通知願いたい。

記

1. ケルセン又はジコホールを含む農薬について

- (1) ケルセン又はジコホールを含む農薬（別紙 1）は販売禁止農薬であり、法第 11 条の規定に基づき、その使用も禁止されていること。
- (2) 当該農薬については、ダウ・ケミカル日本株式会社が法第 9 条第 4 項の規定に基づき回収を行っていること。
- (3) ダウ・ケミカル日本株式会社による回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること。

2. ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬について

- (1) ベンゾエピン又はエンドスルファンを含む農薬（別紙 2）は、今後、販売禁止農薬に追加される予定であり、それ以降は瘦用が禁じられることとなること。
- (2) 当該農薬については販売禁止農薬に追加後、法第 9 条第 4 項の規定に基づく回収を行う必要があることから、事前にアグロ カネショウ株式会社が自主回収を開始していること。
- (3) アグロ カネショウ株式会社が行う回収は、当該農薬を購入した販売店又は最寄りの農業協同組合においてまとめて受け付けること。

※：「別紙 1」、「別紙 2」は省略

4 特定農薬（特定防除資材）の検討状況について

(1) これまでの検討の経緯

無登録農薬の販売・使用が問題となったことを契機として、平成 14 年、農薬取締法が改正され、農薬の製造・使用等の規制が強化された。しかしながら、このような規制を農家が自家製造して使用している防除資材等で明らかに安全上の問題がないものにまで課すことは過剰規制となるおそれがあることから、「原材料に照らし農作物等、人畜及び水産動植物に害を及ぼすおそれがないことが明らかなもの」として、農林水産大臣及び環境大臣が特定農薬（以下、通称である「特定防除資材」と称す）に指定したものは、農薬登録を不要とする制度が新設された。

農林水産省及び環境省では、特定防除資材の候補となる資材の情報収集を行い、その情報を基に、農業資材審議会及び中央環境審議会合同会合（以下「合同会合」という。）において審議を行い、平成 15 年 3 月に、食酢、重曹及び使用場所の周辺で採取された天敵を特定防除資材として指定した。

その他の資材については、安全性及び使用実態に関する情報をさらに収集しつつ、合同会合において審議を続け、特定農薬の指定の検討対象とすべきかどうか整理を行った。

その結果、引き続き特定防除資材の指定の検討対象とする資材を 35 種類に絞り込み（以下、「検討対象資材」という。）、これら以外の資材については、平成 23 年 2 月に通知を発出し、検討対象から除外することを都道府県及び関係団体に周知した。

検討対象資材については、資料が整ったものから合同会合において審議を行っているところ

ろであり、審議中の資材は以下の通りである。

- ・木酢液（第6回、10回、11回で審議）
- ・電解次亜塩素酸水（第6回、7回、9回、10回、11回、13回で審議）
- ・焼酎（第6回、11回で審議）
- ・ウェスタン・レッド・シーダー蒸留抽出液（第10、11回で審議）
- ・ヒノキの葉（第10回で審議）
- ・エチレン（第12回で審議）
- ・ホソバヤマジソ（第12回で審議）
- ・二酸化チタン（第13回で審議）

（2）今後の進め方について

1）食品安全委員会への諮問について

合同会合において、特定農薬として指定して良いとされた「焼酎」、「エチレン」及び「電解次亜塩素酸水」については、食品安全委員会への諮問に向けて、現在、食品安全委員会事務局と調整中である。

2）検討対象資材の取扱いについて

検討対象資材については、各資材のデータ提出状況や使用実態等を整理し、今後の取扱いについて検討する予定である。そのため、検討対象資材の使用実態や安全性に関する情報があれば、次の URL を参考に農薬対策室あて提供していただくようお願いします。

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/pdf/yosiki_honbun.pdf

http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tokutei/pdf/yosiki_besi.pdf

支部大会資料 P31

5 登録状況

平成 24 農薬年度（平成 23 年 10 月 1 日～平成 24 年 9 月 30 日）末現在の有効登録件数は 4,358 件、有効成分数 543 種類で、同農薬年度中の新規登録件数は 156 件、新たに登録された新規化合物は 5 種類（殺虫剤 0, 殺菌剤 1, 除草剤 2, その他 2）であった。

6 生産・流通

平成 23 農薬年度（平成 22 年 10 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日）における農薬の出荷は、前年度に比べ数量では、0.4 %減の 233 千 t 又は kl, 金額では 0.4 %増の 3,555 億円となった。

7 魚介類の残留農薬基準の設定について

平成 18 年に実施された残留農薬の検査において、シジミ中から水田用農薬が基準値（一律基準値）を超えて検出され、出荷停止の事態を招いた。

このため、農林水産省では、止水期間の遵守、畦畔整備による漏水防止等の水管理の徹底を周知させるとともに、魚介類への基準値を設定するよう、86 農薬について厚生労働省あてに設定依頼を行い、これまでに 48 農薬の基準値が告示されている（平成 24 年 9 月末現在）。

【告示された農薬】

・アゾキシストロビン ・イソプロチオラン ・インダノファン ・エスプロカルブ ・エチプロール ・エトフェンプロックス ・オキサジアゾン ・オキサジアルギル ・オキサジクロメホン ・オリサストロビン ・カフェンストロール ・カルプロパミド ・クミルロン ・クロマフェノジド ・クロメプロップ	・フェントラザミド ・ブタミホス ・ブプロフェジン ・フルトラニル ・クロラントラニリプロール ・ジクロシメット ・ジチオピル ・シメコナゾール ・シラフルオフェン ・スピロメシフェン ・ダイムロン ・チアジニル ・テブフェノジド ・トリフロキシストロビン ・パクロブトラゾ	・フルフェノクスロン ・プレチラクロール ・プロピリスルフロロン ・ブロモブチド ・ペントキサゾン ・ペンシクロン ・ベンチオカーブ ・ペンディメタリン ・ベンフレセート ・メタアルデヒド ・メトミノストロビン ・メフェナセット ・メプロニル ・E P N ・I B P
--	---	---

支部大会資料 P34

参考資料 1

(参考) 平成 24 年病虫害発生予察情報発表状況 (平成 24 年 1 月 1 日～10 月 23 日)

警報 1 件、注意報 106 件、特殊報 63 件が発表された。

●食品中の残留農薬検査結果の公表について (平成 17～18 年度)

平成 24 年 10 月 29 日、厚生労働省は、平成 17～18 年度に行われた食品中の残留農薬検査結果について取りまとめ、公表しました。

平成 17 年度は農産物中の残留農薬検査を、平成 18 年度は食品中 (農産物及び加工食品) の残留農薬検査を行っています。

『平成 17 年度は、平成 16 年度の集計結果とほぼ同様の傾向を示しており、農薬が検出された割合、基準値を超えた割合のいずれも極めて低いことから、我が国で流通している農産物における農薬の残留レベルは低いものと考えられた。』

平成 18 年度はポジティブリスト制度が導入されたことから、平成 18 年度の農産物の検査結果は平成 17 年度と比べて検出数、基準値を超えた数ともに増加しているものの、農産物及び加工食品における農薬が検出された割合、基準値を超えた割合のいずれも極めて低いことから、我が国で流通している食品における農薬の残留レベルは低いものと考えられます。』としています。

厚生労働省の調査結果は次の通りです。

さらに詳細に知りたい方は下記 URL でご確認下さい。具体的な調査結果が掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu2/121029-1.html>

平成 17 年度～18 年度 食品中の残留農薬検査結果 (概要)

1. はじめに

厚生労働省では、平成 17 年 11 月 28 日までに 250 農薬について約 130 の農作物ごとに約 10,000 の基準値を設定してきたが、平成 18 年 5 月 29 日より、すべての農薬と農作物の組合せ

について、一定の量を超えて農薬が残留する食品の販売等を原則禁止する、いわゆるポジティブリスト制度を導入し、より一層の安全性の確保を図った。

残留農薬の規制の遵守を確認するため、食品中の残留農薬について、地方公共団体による国内流通品の検査、及び検疫所による輸入時の検査が行われており、検査の結果、残留基準に適合しない場合には回収、廃棄及び輸出国等への積み戻し等の措置、農薬の適切な使用等について指導が行われている。

今般、平成 17、18 年度の農産物の残留農薬検査結果として、平成 18 年度より加工食品の残留農薬についても、地方公共団体及び検疫所が実施した検査・調査の結果をとりまとめたので報告する。

2. 集計方法

平成 17 年度に実施した農産物並びに平成 18 年度に実施した農産物及び加工食品の残留農薬の検査結果として、地方公共団体及び検疫所が実施した検査の結果を集計した。

3. 集計結果

(1) 農産物

表 1 平成 17 年度の検査結果の総括表（農産物）

	国産・輸入	検査数	検出数		基準を超える件数	
			件	%	件	%
食品衛生法に基づく残留基準が設定されているもの	国産品	248,817	1,413	0.57	8	0.0032
	輸入品	591,010	3,760	0.64	51	0.0086
	合 計	839,827	5,173	0.62	59	0.0070
食品衛生法に基づく残留基準が設定されていないもの	国産品	263,008	365	0.14		
	輸入品	2,371,086	1,472	0.06		
	合 計	2,634,094	1,837	0.07		
総 合 計	国産品	511,825	1,778	0.35		
	輸入品	2,962,096	5,232	0.18		
	合 計	3,473,921	7,010	0.20		

表 2 同一農薬に関する検査数が 100 件以上あった 360 農薬中検出割合の高い上位 20 農薬（平成 17 年度・農産物）—省略—

表 3 国産品を対象として同一農薬に関する検査数が 100 件以上あった 289 農薬中、検出割合の高い上位 20 農薬（平成 17 年度・農産物）—省略—

表 4 輸入品を対象として同一農薬に関する検査数が 100 件以上あった 296 農薬中、検出割合の高い上位 20 農薬（平成 17 年度・農産物）—省略—

表 5 平成 18 年度の検査結果の総括表（農産物）

国産・輸入	検査数	検出数		基準を超える件数	
		件	%	件	%
国産品	633,203	2,314	0.36	21	0.003
輸入品	2,822,516	7,490	0.27	396	0.014
合 計	3,455,719	9,804	0.28	417	0.012

平成 18 年 5 月 29 日のポジティブリスト制度の施行により、対象外物質を除くすべての物質について食品衛生法に基づく残留農薬基準値が設定されている。

平成 17 年度に比べ、大幅に件数が増加しているが、ポジティブリスト制度において人の健康を損なうおそれのない量（一律基準）として 0.01ppm と定めたことにより、一律基準を超過した事例が多かったためである。

表 6 同一農薬等に関する検査数が 100 件以上あった 523 農薬等中、検出割合の高い上位 20 農薬（平成 18 年度・農産物）—省略—

表 7 国産品を対象として同一農薬に関する検査数が 100 件以上あった 483 農薬等中、検出割合の高い上位 20 農薬等（平成 18 年度・農産物）—省略—

表 8 輸入品を対象として同一農薬に関する検査数が 100 件以上あった 463 農薬等中、検出割合の高い上位 20 農薬（平成 18 年度・農産物）—省略—

（２）加工食品

表 9 平成 18 年度の検査結果の総括表（加工食品）

国産・輸入	検査数	検出数		基準を超える件数	
		件	%	件	%
国産品	10,634	29	0.27	0	0.00
輸入品	452,696	925	0.20	84	0.03
合 計	463,330	954	0.21	84	0.02

表 11 国産品を対象として同一農薬に関する検査数が 100 件以上あった 4 農薬等（平成 18 年度・加工食品）—省略—

表 12 輸入品を対象として同一農薬等に関する検査数が 100 件以上あった 397 農薬等中上位 20 農薬等（平成 18 年度・加工食品）—省略—

残留農薬基準に適合しない農産物及び加工食品については、地方公共団体や検疫所において当該農産物等の回収、廃棄等の措置が講じられたほか、必要に応じて農林部局と連携し、生産者に対して農薬の適切な使用についての指導が行われた。

4. 考 察

平成 18 年度にポジティブリスト制度が導入されたことから、農薬の検出件数、基準値違反件数とも平成 18 年度は増加しているものの、何らかの農薬が検出された件数割合と検出された量、違反件数の割合はいずれも極めて低いことから、我が国で流通している農産物における農薬の残留レベルは低いものと考えられる。なお、農産物等から検出された農薬の中には、鉛のように、農産物等にバックグラウンドとして検出されるものもあり、検出されたものすべてが農薬として用いられた成分に由来するものとは限らない。

さらに、農産物の国産品、輸入品の別にみると、検出割合の高い農薬の種類が異なっているが、これは国内と諸外国とで汎用されている農薬の種類が異なることによるものと考えられる。

5. まとめ

本集計結果から、農薬が検出された件数の割合、食品衛生法に基づく残留基準を超える件数の割合はいずれも極めて低く、我が国で流通している農作物及び加工食品における農薬の残留レベルは低いものと考えられる。

●「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について

農林水産省から「飼料として使用する粳米への農薬の使用について」の一部改正について」（平成 24 年 12 月 17 日付け 24 消安第 4222 号・24 生畜第 1700 号関係課長通知）が通知され

ました。ご了承ください、農薬の適正使用に努めて下さい。

主旨

飼料用米中の残留農薬については、「飼料として粳米を使用する場合は、出穂期以降に農薬を散布する場合は、家畜へは粳摺りをして給餌する。粳米のまま給餌する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控える。」という指導が行われてきました。

粳米への農薬残留に係る新たな知見が得られた下記の農薬成分については、当該措置を要しない判断され課長通知が改正されました。

この改正により、課長通知の措置を必要としない農薬成分として新たに CAN（キノクラミン）、シメコナゾール、メトミノストロビンが追加されました。

課長通知の措置を要しない農薬成分（当該成分を含む）を含む剤	
○殺虫剤 BPMC 乳剤 BPMC 粉剤 BPMC・PAP 粉剤 DEP 乳剤 DEP 粉剤 PAP 乳剤 PAP 粉剤 エチプロール水和剤 エチプロール粉剤 エチプロール粒剤 クロマフェノジド水和剤 チアメトキサム水和剤 ブプロフェジン水和剤 ブプロフェジン粉剤 ブプロフェジン粒剤 ブプロフェジン・BPMC 粉剤 マラソン乳剤 マラソン粉剤 マラソン・BPMC 乳剤 マラソン・BPMC 粉剤 メトキシフェノジド水和剤 メトキシフェノジド粉剤	(殺菌剤―続き) フェリムゾン水和剤 フラメトピル粉剤 フラメトピル粒剤 フラメトピル・プロベナゾール粒剤 プラメトピル・メトミノストロビン粒剤 ブルトラニル水和剤 フルトラニル乳剤 フルトラニル粉剤 プロベナゾール粉粒剤 プロベナゾール粒剤 メトミノストロビン剤 メトミノストロビン粒剤 メプロニル水和剤 メプロニル粉剤
○殺菌剤 アゾキシストロビン水和剤 アゾキシストロビン粉剤 イソプロチオラン水和剤 イソプロチオラン乳剤 イソプロチオラン粉剤 イソプロチオラン粒剤 オキシリニック酸水和剤 オキシリニック酸粉剤 オリサストロビン粒剤 シメコナゾール粒剤 シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤 チオフアネートメチル水和剤 チオフアネートメチル粉剤 ヒドロキシイノキサゾール液剤	○殺虫雑菌剤 エチプロール・イソプロチオラン粒剤 エチプロール・オリサストロビン粒剤 エチプロール・メトミノストロビン粒剤 チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤 ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤 ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤
	○除草剤 ACN 剤 ACN 粒剤 アジムスルフロンの・カフェントラゾンエチル・アルセトスルフロンの粒剤 カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロンの粒剤 シハロホップブチル乳剤 シハロホップブチル粒剤 アルセトスルフロンの水和剤 フルセトスルフロンの粒剤 ペノキススラム水和剤

詳細は

<http://www.midori-kyokai.com/ugoki/pdf/shiryomomi121217.pdf>を参考に願います

●「平成23年度家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告」について

厚生労働省は、家庭用品などに関連した健康被害情報を収集するため、「家庭用品等に係る健康被害病院モニター報告制度」を実施しています。

平成23年度の健康被害報告について、報告書が取りまとめられ公表されました。

【報告のポイント】

- ・皮膚障害は、装飾品（金属製）が37件と最も多く報告されました。
→ 症状が出たら、原因製品の使用を中止しましょう。他の製品を使用する場合は、金属以外のものに変更しましょう。
- ・小児の誤飲事故は、1. タバコが105件と33年連続で最も多く報告され、2. 医薬品・医薬部外品が73件（そのうち入院事例が14件）報告されました。
→ 1. 1歳前後の乳幼児がいる家庭は、タバコの取り扱い・保管方法に注意し、飲料の空き缶やペットボトルを灰皿代わりにしないようにしましょう。
2. 医薬品・医薬部外品は薬理作用があるため、保管や管理には細心の注意を払いましょう。
- ・吸入事故等は、殺虫剤が252件、洗浄剤が176件報告されました。
→ 使用上の注意をよく読み、正しく使用しましょう。特に塩素系の洗浄剤と酸性物質の混合には注意しましょう。
とするものです。

主な内容

1. 皮膚障害に関して、
報告された事例数は、119件（前年度133件）で、最も多く報告された家庭用品の種類は、装飾品で、性別は、女性が大半を占め、皮膚障害の種類は、「アレルギー性接触皮膚炎」と「刺激性接触皮膚炎」がほとんどを占めた。
家庭用品を主な原因とする皮膚障害は、原因家庭用品との接触で発生する 경우가ほとんど。家庭用品を使用して、接触部位に痒み・湿疹の症状が出た場合は、原因と考えられる家庭用品の使用をできるだけ避けましょう。
2. 小児の誤飲事故に関し告
報告された事例数は、348件で、最も多く報告された製品の種類は、タバコで、誤飲した年齢は生後6～11ヶ月が最も多く、次いで12～17ヶ月、2歳児だった。
事故は家族が小児に注意を払っていても発生する。小児のいる家庭では、小児の手の届く範囲にはできるだけ、小児の口に入る大きさのものは置かないようにしましょう。
3. 吸入事故等に関して
報告された事例数は、1,024件で、最も多く報告された家庭用品などの種類は、殺虫剤（医薬品・医薬部外品を含む）で、年齢別では、9歳以下の小児が最も多かった。、製品の形態

では、スプレー式の製品が最も多く、次いで液体の製品だった。

事故の発生状況をみると、使用方法・製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数あった。製品の使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法を守ることが重要。事故が発生した場合は、公益財団法人日本中毒情報センター（以下「中毒情報センター」という）に問い合わせ、必要に応じて専門医の診療を受けるようにしましょう。

家庭用品等に係る吸入事故等に関する報告

中毒情報センターは、消費者や医師等からの種々の化学物質による急性の健康被害に関する問合せに応ずる機関である。毎年数万件の問合せがあるが、このうち、最も多いのが小児の化粧品やタバコの誤飲誤食で問合せの全件数の約20%を占める。

本報告は、中毒情報センターから提供された問合せ事例の中から、家庭用品等による吸入事故及び眼の被害事例について収集・整理している。

（１）原因製品の種別の動向

吸入事故等に関する全事例数は1,024件で過去最多となった。原因と推定された家庭用品等を種別で見ると、殺虫剤（医薬品等を含む）の報告件数が最も多く、次いで洗剤（住宅用・家具用）、芳香・消臭・脱臭剤、漂白剤、除菌剤、園芸用殺虫・殺菌剤、洗剤（洗濯用・台所用）、消火剤、乾燥剤、忌避剤の順であった。

（２）各報告項目の動向

年齢に注目すると、0～9歳の小児の被害報告事例が440件で最も多かった。次いで30歳代、40歳代、50歳代が続き、その他の年齢層は総件数、該当人口当たりの件数とも大きな差はみられなかった。

健康被害の問合せ者は、消費者や学校、薬局、消防署等からの問合せ事例が920件、受診した医療機関や医師が常駐する特別養護老人ホーム等からの問合せ事例が104件であった。

症状別の件数では多い順に咳、喉の痛み、息苦しさ等の「呼吸器症状」が、眼の違和感、痛み、充血等の「眼の症状」が、悪心、嘔吐、腹痛等の「消化器症状」、頭痛、めまい等の「神経症状」であった。

発生の時期を見ると、春～夏（5～9月）にかけての報告が多かった。品目別では、報告数第1位である殺虫剤による被害が6～9月にかけて多く、これが全体の報告数の傾向に影響を与えている。

また、曜日別では、土曜に多い傾向がみられた。発生時間帯別では家庭内での生活活動時間に相關している。

（３）原因製品別考察

１）殺虫剤・防虫剤

殺虫剤・防虫剤に関する事例は270件で、そのうち、殺虫剤が前年比1.0倍で横ばい、防虫剤は前年比0.9倍と微減した。

用途としては衛生害虫用が183件、不快害虫用が56件であり、成分で最も多いのはピレスロイド系を含有する製品によるもの（226件）であり、平成22年度と同様の傾向であった。

被害発生状況として、頻度の高い順に、

- １．乳幼児、認知症患者等の危険認識能力が十分でないものによる事例
- ２．適用量を明らかに超えて使用した事例
- ３．用法どおり使用したが、健康被害が発生したと思われる事例

4. 本来の用途以外の目的で使用した事例
5. 蒸散型の製品使用中に入室してしまった事例
6. 人の近辺で使用し、影響が出た事例
7. 換気を十分せずに使用した事例
8. 製品を風下から散布し、吸入した又は眼に入った事例
- 9 (1). スプレーで噴射方向を誤ったことによる事例
- (2). 液体や粉末の製品が飛散し、吸入した又は眼に入った事例
- (3). 製剤が漏洩し、吸入した又は眼に入った事例

等が挙げられる。

エアゾール及び蒸散型の製品は、手軽に使用できるが、使用方法を誤ると健康被害につながる可能性が高く、使用の際には表示等を熟読し、安全な使用方法等についてよく理解した上で、用法・用量を含めて正しく使用すべきである。

また、ハチ等の屋外用殺虫剤、床下用の木材害虫用殺虫剤、ベランダや軒下につり下げのタイプの虫よけ剤等、居住空間外で使用する製品を居住空間で使用した事例も多数報告された。

このような製品は通常居住空間での使用は想定していないため、使用場所についても正しく使用するよう配慮したい。

さらに、用法どおり蒸散型製品を使用したにもかかわらず、症状が出現した事例も報告された。特に化学物質への感受性が高い人については、使用する製品や製品使用後の清掃等に注意したい。

また、防虫剤については、過量使用を含む用法誤りや用法どおり使用したが臭気により健康被害が発生したと疑われる事例が報告されている。防虫剤の中にはナフタリンやパラジクロルベンゼンのような独特の臭気を放つものがあるほか、最近は無臭のピレスロイド系製剤に香りをつけた製品も販売されている。強い匂いを好まない人は購入する際に含有成分や匂いの有無に注意するようにしたい。

2) 洗浄剤（住宅用・家具用）、洗剤（洗濯用・台所用）—省略—

3) 漂白剤—省略—

4) 芳香・消臭・脱臭剤—省略—

5) 園芸用殺虫・殺菌剤等

園芸用殺虫・殺菌剤等に関する事例は57件（有症率73.7%）であり、平成22年度（67件）と比較して減少し、近年減少が続いている。そのうち、園芸用殺虫・殺菌剤に関する事例は前年比0.9倍（37件）、除草剤は同比0.8倍（17件）、肥料（植物活力剤等）は同比1.0倍（3件）であった。成分別では有機リン含有剤が前年比1.0倍（22件）、グリホサート含有剤は同比0.6倍（6件）であった。

被害発生状況として、頻度の高い順に、

1. マスク等の保護具を装着していなかったことによる事例
2. 製品を使用中であることを周知しなかったことによる事例
- 3 (1). 適用量を明らかに超えて使用した事例
- (2). 乳幼児、認知症患者等の危険認識能力が十分でないものによる事例

等が見られた。屋外で使用するが多く、使用者以外にも健康被害が発生しているのが本製品の特徴である。また、風向きの影響を受けやすいこともあるので、散布時には保護具を着用し、付近の住民に製剤を散布する旨周知することが望ましい。

また、散布等の際に機器を使用する製品については、必ず適切な専用の機器を使用する

ことを心がけたい。

平成23年度は、消臭剤の容器に入れた園芸害虫用殺虫剤を消臭剤と間違えて散布した事例や誤った廃棄方法で複数の製品を台所排水口に廃棄したため、被害に遭った事例が報告されている。

他の製品でも同じことであるが、別の製品の容器に入れ替えないこと、及び、推奨された廃棄方法以外で廃棄しないことを強くお願いしたい。

6) 除菌剤—省略—

7) 防水スプレー—省略—

8) その他—省略—

(4) まとめ

この報告は、医療機関や消費者から中毒情報センターに問合せがあった際、その発生状況から健康被害の原因とされる製品とその健康被害について聴取した情報をまとめたものである。平成23年度も平成22年度同様、小児の健康被害に関する問合せが多くあった。小児の事故事例は保管場所又は設置場所を配慮することにより防止できるものが多いため、保護者は家庭用品等の保管、使用、設置場所等には十分注意したい。また、製造事業者等も小児のいたずらや誤使用等による事故が生じないような対策を施した製品開発に努めることが重要である。

事故の発生状況を見ると、使用方法や製品の特性について正確に把握していれば事故の発生を防ぐことができた事例や、わずかな注意で防ぐことができた事例も多数あったことから、消費者も日頃から使用前には注意書きをよく読み、正しい使用方法や廃棄方法を守ることが重要である。

また、本モニター報告でも容器入れ替えに起因した取り違いによる誤使用、誤飲、塩素ガスの発生事例等が報告されている。このような事故を防ぐ意味でも、製剤の安易な移し替えは控えるよう願う。

万一事故が発生した場合には、症状の有無に関わらず、中毒情報センターに問い合わせ、必要に応じて専門医の診療を受けることを推奨する。

製品形態別では、スプレー式の製品による事故が多く報告された。スプレー式の製品は内容物が霧状となって空气中に拡散するため、製品の種類や成分に関わらず吸入や眼に入る健康被害が発生しやすい。使用上の注意をよく読み、適正に使用・対処することが望まれる。

主成分別では、塩素系の洗浄剤等による健康被害報告例が相変わらず多く見られた。塩素系の成分は、使用方法を誤ると重篤な健康被害が発生する可能性が高い製品でもある。特に、呼吸器疾患のある患者においては、ガス化した成分の吸入等により原疾患が悪化することもあるため注意が必要である。さらに、塩素系製剤と酸性物質を同時に使用していなくても、例えば塩素系製剤の使用直後に酸性物質を使用した場合にも、塩素ガスが発生する可能性があるため注意が必要である。安易に複数の製品を併用しないなど、消費者が使用方法等に注意を払うことも必要であるが、製造事業者等においては、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に製品の特性等について表示等による継続的な注意喚起をし、不適正な使用の防止を図る必要がある。

新しいタイプの製品では予期しない事故が生じる可能性があるため、消費者においては、たとえ使用上の注意に書かれていないことであっても、製品の特徴を考慮しながら最大限注意を払うことが、新たな事故防止につながると考えられる。

また、近年インターネット等の普及により、製品及び情報の入手経路が多様化している。消費者においては、信頼性の低い情報に基づいた製品の使用及び適切な使用方法等がわからない製品の使用を控えることを推奨したい。

消費者の化学物質の安全性に関する関心の高まりに伴い、化学物質の取扱いに際してどのような注意が必要か、万一事故が起こったときに医療機関を受診すべきか等の情報が消費者から強く

求められている。

おわりに

報告件数において上位を占める製品は、皮膚科・小児科・吸入事故でほぼ変化はなく、皮膚科領域においては装飾品をはじめとする金属製品による健康被害事例が大半を占めている。小児科領域におけるタバコの誤飲事例は喫煙率が減少傾向にあるものの、依然として全報告事例の3割以上を占め、医薬品・医薬部外品の誤飲では入院事例が毎年報告されている。本年度は両親等の不注意により自ら小児に誤飲させる事例も報告されているため、一層の注意をお願いしたい。また、幸い死亡事故はないものの、次亜塩素酸系(塩素系)の洗浄剤・漂白剤と酸性洗浄剤の混合による塩素ガス発生について、広く注意喚起が行われている中で、いまだにガス発生事例が報告されている。その他、防水スプレー等、使用方法を誤ると重篤な事故が発生するおそれのある製品の事例が報告されている。

製造事業者等においては、本報告書の事例等を参考に、より安全性の高い製品の開発に努めるとともに、消費者に対する積極的かつわかりやすい情報伝達を行い、適正使用の推進を図ることをお願いしたい。

消費者においても、本報告を契機に家庭用品によって発生しうる健康被害の危険性について留意し、購入時の製品選択や適正使用の重要性を認識していただくとともに、殺虫剤をはじめとする家庭用化学製品を使用する際は、周辺の住民、特に化学物質への感受性が高い人への配慮を重ねてお願いしたい。

近年、新たな家庭用品が次々に開発され、これら新製品による健康被害事例が毎年散見される。また、製品及び情報の入手経路が海外含め多様化しているため、予期せぬ健康被害事例が発生しやすくなってきている。製造事業者等は、新製品の開発や新たな使用状況が想定される場合は、使用する化学物質の有害性情報の徹底した収集を行うことが必要である。また、消費者も製品安全に関する最新の情報の収集に努め、安全な製品の選択、適正使用のために活用することが望ましい。

【厚生労働省 プレスリリース】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002rwda.html>

●臭化メチル剤から完全に脱却した産地適合型栽培マニュアルの開発

臭化メチルは、モントリオール議定書により成層圏のオゾン層を破壊する物質と指定されたことから、先進国では平成17年に廃止されました。しかし、廃止によって我が国の生産現場に混乱を来す作物（ピーマン、キュウリ、メロン、ショウガ、スイカ）には特例措置として使用が認められてきました。

その特例措置も平成24年12月31日で全廃され、臭化メチルは農業の生産現場から姿を消します。

(独) 農研機構中央農業総合研究センターでは、本剤全廃後でも安定生産活動ができるよう新規代替栽培マニュアルを開発しました。

※掲載URLは農研機構中央農業総合研究センター

http://www.naro.affrc.go.jp/narc/contents/post_methylbromide/index.html

●「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）に関する意見・情報の募集について

平成 24 年 12 月 21 日、農林水産省及び環境省は、「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）について、パブリックコメントを実施しました。

パブリックコメント実施の趣旨・目的・背景は、「住宅地等における農薬使用の適正化を図り、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害を未然に防止するため、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長連盟通知）に基づき農薬使用者等に対する指導を行ってきました。

今般、住宅地等における農薬使用の適正化に関する都道府県等を通じた指導を一層強化するため、新たな通知を発出することとし、通知の発出に先立ち、通知に示す指導内容に関して、意見・情報を募集するというものです。

パブリックコメントは平成 24 年 12 月 21 日（金）から平成 25 年 1 月 21 日（月）まで実施されました。

近々、新たな通知が発出されます。

「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容（案）

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病虫害・雑草管理（以下「病虫害防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方自治体が行う病虫害防除における取組の推進

貴自治体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、別紙の 1 を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う防除業者等に徹底すること。

取組に当たっては、以下のような地方自治体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- （1）植栽管理の防除業者等への委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の 1 に掲げる事項を業務内容として規定。
- （2）入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方自治体が指定する研修を受けていること又は当該地方自治体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士等）を有していることを規定。
- （3）都道府県及び市町村の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 24 年 2 月 7 日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病

害虫防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、防除業者等に委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

別紙

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を防除業者等に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への危害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。

なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。

- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時

間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。

- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。
- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を防除業者等に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成 22 年 5 月 31 日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網等による物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。特に、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。
- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病虫害・雑草管理(IPM)実践指針」（平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防

疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成22年3月一般社団法人日本植物防疫協会)も参考とすること。

●平成24年度 ゴルフ場、緑地分野の農薬出荷実績(集計結果)

平成24農薬年度(平成23年10月～平成24年9月)のゴルフ場、緑地分野における農薬出荷実績は数量が前年比99.6%、金額が前年比97.3%となり、数量、金額ともに前年に引き続き微減であった。

用途別には芝が対前年で数量微増の金額減、樹木分野は数量、金額ともに減、緑地場面は前年並みであった。(報告会社33社)

販売数量(単位:t、kl)

	芝		樹木		緑地		計	
	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比
殺虫剤	657	99.9	390	90.0	1	89.8	1,048	95.9
殺菌剤	890	100.4	1	98.9	—	—	891	100.4
除草剤	1,011	96.1	7	87.8	3,046	96.7	4,065	98.1
植調剤	25	99.1	1	267.0	34	131.6	60	117.0
農薬肥料	116	111.8	0	—	0	—	116	111.8
その他	122	195.6	43	149.9	0	—	165	181.2
計	2,821	101.2	44.3	93.8	3,082	99.0	6,346	99.6

販売金額(単位:百万円)

	芝		樹木		緑地		計	
	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比	実績	前年比
殺虫剤	2,156	101.3	3,136	89.8	3	100.0	5,295	94.2
殺菌剤	6,302	104.8	5	125.0	0	—	6,307	104.8
除草剤	8,173	89.8	10	125.0	2,710	99.2	10,893	91.9
植調剤	477	106.2	30	272.7	250	128.9	757	115.7
農薬肥料	37	112.1	0	—	0	—	37	112.1
その他	438	187.2	73	123.7	0	—	511	174.4
計	17,583	97.9	3,254	91.0	2,963	101.2	23,800	97.3

● 病害虫発生予察情報「特殊報」について

農林水産省及び都道府県は、農作物の生育状況などを調査して、これに基づく情報を関係者に広く提供する「病害虫発生予察事業」を実施しています。

「発生予察情報」には、病害虫の発生に関する情報を定期的に発表される「発生予報」、病害虫が大発生することが予想され、早急に防除措置を講ずる必要が認められる場合に発表される「警報」、警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予想される場合に発表される「注意報」及び、それまで未発生の病害虫を発見した場合、重要な病害虫の生態及び発消長に特異な現象が認められた場合に速やかに発表される『特殊報』があります。

平成 24 年 9 月以降、都道府県が発表している『特殊報』は下記のとおりです。

平成 24 年度 各都道府県が発表した病害虫発生予察情報『特殊報』（24 年 9 月～）			
日付	府県名	作物	病害虫
24. 9. 6	茨城	チャ	チャトゲコナジラミ
9. 12	鹿児島	パッションフルーツ（品種：ルビースター，施設栽培）	ミナミヒメハダニ
9. 27	秋田	りんどう	キオビトガリメイガ
9. 27	秋田	ぶどう	ブドウつる割細菌病
10. 11	栃木	なす、トマト	タバコノミハムシ
10. 15	島根	ナシ	ナシ萎縮病
10. 17	長野	チャ	チャトゲコナジラミ
10. 18	栃木	なす、トマト	クロメンガタスズメ
10. 19	群馬	ナス	ナスコナカイガラムシ
10. 19	岡山	トルコギキョウ	キキョウトリバ
10. 19	岡山	ナス	ナスコナカイガラムシ
10. 23	東京	サツマイモ	ヨツモンカメノコハムシ
10. 23	東京	ヨウサイ（別名：エンサイ，空芯菜）	サツマイモヒサゴトビハムシ
10. 24	長野	トマト	トマトすすかび病
11. 15	愛知	カトレア（ラン科）	シイノコキクイムシ（キクイムシ科）
11. 16	和歌山	トルコギキョウ	トマト黄化葉巻ウイルス
11. 20	宮城	カーネーション	シロイチモジヨトウ
11. 22	東京	ナシ	チャノキイロアザミウマ
11. 28	山梨	ブドウ	ブドウ斑点細菌病
11. 29	栃木	なし	ヒメボクトウ
11. 29	栃木	チャ	チャトゲコナジラミ

12. 6	埼玉	ネギ	ネギ葉枯病（黄色斑紋症状）
12. 17	愛知	スイカ	スイカ果実汚斑細菌病
12. 17	長崎	キウイフルーツ	キクビスカシバ
12. 19	千葉	スイカ	スイカ果実汚斑細菌病
25. 1. 11	岡山	モモ（品種 川中島白桃）	モモ果実赤点病（かじつせきてんびょう）
1. 11	岡山	イチジク（品種 ビオレ・ドーフィン）	イチジクモザイク病
1. 30	埼玉	スモモ	スモモ斑入果病
2. 4	愛知	トルコギキョウ（ リンドウ科）	トルコギキョウえそ輪紋病
2. 13	長崎	にら	ニラえそ条斑病

● 使用制限のかかる農薬変更登録情報

農薬の登録内容は、必要に応じて見直しが行われます。農薬を適正に使用する上において特に使用制限となる変更には留意が必要です。

ここでは、平成 24 年 10 月以降に使用制限となった農薬をまとめてみました。農薬の使用にあたっては農薬のラベルを再度確認し、適正使用に留意して下さい。

農薬名 （商品名）	変更内容 （今回の使用制限変更にかかる部分のみ）	理由	変更（予定）日
ロロックス	・「はっか」の薬量「100～150g/10a」を「100g/10a」に変更する。 ・「ぶどう（成木）」を削除する。 ・「うめ」を削除する。	1	平成 24 年 10 月 10 日
ロロックス粒剤	・「こんにやく」の使用時期を「植付直後及び培土直後（雑草発生前）」から「植付直後又は培土直後（雑草発生前）」に、「本剤の使用回数」を「2 回以内」から「1 回」に変更する。	1	平成 24 年 10 月 10 日
サターンバアロ乳剤 サターンバアロ粒剤	・「陸稲」を削除する。	1	平成 24 年 10 月 24 日
バッチレート	・「なし」の本剤の使用回数を「9 回以内」から「3 回以内」に変更する。	1	平成 24 年 10 月 24 日
G F オルトラン液剤	・「ばら、きく、さくら、つつじ類、つばき類、くちなし、まさき、さんごじゅ」の本剤の使用回数及びアセフェートを含む農薬の総使用回数を 6 回以内から 5 回以内に変更する。	3	平成 24 年 11 月 21 日

アージラン液剤	○牧草の使用時期について、次のとおり変更する。 ・「春期経年草地のギンギシ類の栄養生長期（採草7日前まで）」を「春期経年草地のギンギシ類の栄養生長期 但し、採草14日前まで」とする。 ・「秋～春期(9～5月)ギンギシ類の展葉時期（採草7日前まで）」を「秋～春期(9～5月)ギンギシ類の展葉時期 但し、採草14日前まで」とする。	1	平成24年11月21日
アグロスリン水和剤	・「非結球レタス」の本剤の使用回数およびシペルメトリンを含む農薬の総使用回数を「5回以内」から「2回以内」に変更する。 ・「かんきつ」の本剤の使用回数およびシペルメトリンを含む農薬の総使用回数を「5回以内」から「3回以内」に変更する。	1	平成24年11月21日
アグロスリン乳剤	・「かんきつ」の本剤の使用回数およびシペルメトリンを含む農薬の総使用回数を「5回以内」から「3回以内」に変更する。 ・「ほうれんそう」の使用時期を「収穫7日前まで」から「収穫21日前まで」に変更する。 ・「非結球レタス」の本剤の使用回数およびシペルメトリンを含む農薬の総使用回数を「5回以内」から「2回以内」に変更する。 ・「しそ（花穂）」を削除する。 ・「食用プリムラ」および「食用金魚草」の使用時期を「収穫7日前まで」から「収穫14日前まで」に変更する。	1	平成24年11月21日
キノンドー水和剤40	作物名「まくわうり」を削除する。	1	平成24年11月21日
スパットサイド水和剤	・作物名「りんご」を削除する。	1	平成24年11月21日
マラソン乳剤	・「なし」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。 ・「かぶ」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。 ・「セルリー」を削除する。	1	平成24年11月21日
マラソン粉剤1.5	・「かぶ」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。 ・「セルリー」を削除する。 ・「なし」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。	1	平成24年11月21日
マラソン粉剤3	・「なし」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。 ・「かぶ」の使用時期「収穫7日前まで」を「収穫14日前まで」に変更する。 ・「セルリー」を削除する。 ・「にんじん」を削除する。	1	平成24年11月21日

家庭園芸用マラソン乳剤	・「かぶ」の使用時期「収穫 7 日前まで」を「収穫 14 日前まで」に変更する。 ・「セルリー」を削除する。	1	平成 24 年 11 月 21 日
ワンサイド P 乳剤	・「えだまめ」の希釈水量を「25～100L/10a」から「70～100L/10a」へ変更する。	1	平成 24 年 12 月 5 日
ビートルコップ顆粒水和剤	作物名「まつ（生立木）」を削除する。	1	平成 24 年 12 月 19 日
ヨネポン	・「メロン」の使用時期「収穫前日まで」を「収穫 7 日前まで」に変更する。	1	平成 24 年 12 月 19 日
ヨネポン水和剤	・「りんご」の使用時期「落花 30 日以降、収穫 14 日前まで」を「落花 30 日以降 但し、収穫 30 日前まで」に変更する。 ・「はくさい」の使用時期「結球開始まで」を「結球開始まで 但し、収穫 14 日前まで」に変更する。	1	平成 24 年 12 月 19 日
エンセダン乳剤	・「てんさい」の本剤の使用時期を「収穫 7 日前」から「収穫 14 日前」に変更する。	1	平成 25 年 1 月 16 日
チルト乳剤 25	・「飼料用とうもろこし」の本剤の使用回数及びプロピコナゾールを含む農薬の総使用回数を「3 回以内」から「2 回以内」に変更する。	1	平成 25 年 1 月 16 日
金鳥除虫菊乳剤 3	・「はくさい」を削除する。	1	平成 25 年 1 月 16 日
スケルサイド A 乳剤	・「りんご」を削除する。 ・「おうと」を削除する。	1	平成 25 年 1 月 30 日
ダイアジノン水和剤 3 4	・「みかん、トマト、まくわうり¹⁾、小麦²⁾」を削除する。 1)、2) はそれぞれ該当する商品が異なる	1	平成 25 年 1 月 30 日
ダイアジノン乳剤 4 0	・「トマト、しろうり、まくわうり、かぼちゃ、もも、すぎ¹⁾、小麦²⁾」を削除する。 1)、2) はそれぞれ該当する商品が異なる。	1	平成 25 年 1 月 30 日
ダイアジノン粒剤 3	作物名「小麦、まくわうり、りんご、みかん」を削除する。	1	平成 25 年 1 月 30 日
ランダイヤ粒剤	・「かんしょ」、使用方法「散布」の本剤の使用回数「3 回以内」を「2 回以内」に変更する。	1	平成 25 年 1 月 30 日

家庭園芸用ダイアジノン粒剤 3	・「まくわうり、みかん」を削除する。	1	平成 25 年 1 月 30 日
ディプロレックス乳剤	・「稲」、「みかん」、「りんご」、「かき」、「なし」、「ぶどう」、「キイフルーツ」、「くり」、「メロン」、「まくわうり」、「すいか」、「かぼちゃ」、「いちご」、「なす」、「きゅうり」、「だいこん」、「かぶ」、「カリフラワー」、「はくさい」、「キャベツ」、「畑わさび」、「わさび」、「にんじん」、「ばれいしょ」、「かんしょ」、「かんしょ（茎葉）」、「てんさい」、「とうき」、「食用へちま」、「みずいも」、「茶」、「たばこ」、「いね科牧草」、「まめ科牧草」、「いちょう（種子）」を削除する。 ・「桑」、「まつ」の使用方法「空中散布」を削除する。 ・「カーネーション」の適用病害虫名「アオムシ」「コナガ」を削除する。	1	平成 25 年 2 月 27 日
パイベニカ	・「トマト」を削除する。	1	平成 25 年 2 月 27 日
パイベニカスプレー	・「なす」を削除する。	1	平成 25 年 2 月 27 日

● 食品・添加物等規格基準の改正について

厚生労働省は、食品、添加物等の規格基準（いわゆる「農薬残留基準」）を順次、設定・改訂して公表している。

最近、設定・改訂し公表したものは次のとおり。

- ・平成 24 年 8 月 20 日、厚生労働省は、農薬シクラニリド、スピロメシフェン、トリアゾホス、トリフロキシストロビン、ビフェントリン、ピラクロニル、ピリベンカルブ、フルオピコリド、フルジオキサニル、フルフェノクスロン、ベノキサコール、ベンスルフロンメチル及びメタアルデヒド並びに農薬及び動物用医薬品スピノサドについて、食品中の残留基準を設定しました。
- ・平成 24 年 11 月 2 日、厚生労働省は、農薬カルボキシシン、シエノピラフェン、ジチアノン、シフルフェナミド、チジアズロン、ピリダリル、フェンチオン、プリミスルフロンメチル並びにメタラキシル及びメフェノキサムについて、食品中の残留基準を設定しました。
- ・平成 24 年 12 月 28 日、厚生労働省は、農薬アルジカルブ及びアルドキシカルブ、クロラントラニリプロール、シアゾファミド、スピロテトラマト、1-ナフタレン酢酸、ブタクロール、ヘキサジノン、ベンフルラリン、ミクロブタニル、メトキシフェノジド並びに農薬及び動物用医薬品オキサリニック酸について、食品中の残留基準を設定しました。

● 協会からのお知らせとお願い

1 公益社団法人への移行について

平成 20 年 12 月 1 日の公益法人制度関連法が施行され、すべての社団法人、財団法人は、公益法人か一般法人のどちらかを選択し、平成 25 年 11 月 30 日までに移行しなければならず、そうでなければ解散となるとするものです。

平成 25 年 1 月末現在、新制度への移行を希望する特例民法法人のうち、国・都道府県合わせて 83.9%が申請済みとなっています。

緑の安全推進協会は、「新制度対応検討委員会」を設置し、同検討委員会で議論を踏まえ、「公益社団法人」への移行を目指し、平成 24 年 6 月 15 日、内閣総理大臣へ「公益認定申請書」を提出しました。内閣府では、公益認定等委員会に諮問し、同委員会は平成 24 年 10 月 19 日付けで、公益社団法人の基準に適合する旨の内閣総理大臣あて答申を出しました。

平成 25 年 4 月 1 日に、公益社団法人として登記し、心新たに再出発することとしています。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

2 「住宅地等における農薬使用について」に示す指導内容(案)について

農林水産省及び環境省は、住宅地等における農薬使用の適正化に関する都道府県等を通じた指導を一層強化するため、新たな通知を発出することとし、通知の発出に先立ち、通知に示す指導内容等に関して、意見・情報を募集しました（関連記事：P20）。

この中に、地方自治体が行う病虫害防除の入札の資格要件として、責任者が、当該自治体の指定する研修を受けるか又は「緑の安全管理士」等の農薬取り扱いに関する専門的資格を有していることが盛り込まれています。管理士の皆さんは、機会をとらえて関係する自治体の担当者に「緑の安全管理士」を積極的に PR して下さい。

3 「緑の安全管理士」支部大会及び認定研修会等が終了しました

(1) 支部大会

平成 24 年度の「緑の安全管理士」支部大会は、平成 24 年 11 月 22 日（木）の北海道支部大会を皮切りに、順次各地区で開催し、25 年 1 月 25 日（金）の近畿支部大会で終了しました。1,234 名の緑の安全管理士の皆さんが参加されました。

今年度、資格更新の時期にあつて、事情により更新研修会に出席できなかった方で、資格復活を希望される方は欠席理由書を添付の上、事務局あてに連絡下さい（既に申し出されている方は新たにその必要はありません）。

今年度 1 年間の資格は保留扱いになりますが、次年度の資格更新手続きを行った上で更新研修会に参加すれば残る 4 年間の認定証が発行されます。

(2) 「緑の安全管理士」認定研修会等

「緑の安全管理士（緑地・ゴルフ場分野）」認定研修会は、24 年 12 月 5 日(水)～7 日(金) の 3 日間、東京新橋において実施され、その後認定試験が実施されました。本年から、受講者に対し、テキストと併せて試験問題集を送付しました。試験及び認定審査会の審査の結果、新たに 83 名の「緑の安全管理士（緑地・ゴルフ場分野）」が誕生しました。

「緑の安全管理士（農耕地分野）」の資格は、一般社団法人日本植物防疫協会が主催する、植物防疫研修会を終了し、資格取得を希望する方を対象に緑の安全管理士認定審査会で審査した結果、新たに 52 名の「緑の安全管理士（農耕地分野）」が誕生しました。

4 「緑の安全管理士」の皆さんへのお願い

(1) 「みどりのたより」への投稿のお願い。

種々の場面で活躍されている緑の安全管理士の皆さんの相互の情報交換あるいは意識の向上を目的に、“みどりのたより”に皆さんの現場での活動状況を掲載することとしました。管理士の皆さんの投稿をお待ちしております。

(2) 緑の安全管理士の皆さんのメールアドレス登録のお願い

緑の安全管理士の活躍の場を広げ、社会の期待に応えてその存在をアピールしてゆくため、地域における管理士としての組織的な活動を強化してゆくことが必要ではないかと考えております。

そこで、管理士の皆様に、E-Mail のアドレスを登録していただき、地域の会員相互の連絡ネットワークを構築し、それを手掛かりに、地域活動の展開を図ることとしたいと思います。お届けいただいた管理士の皆様には、農薬登録情報など、随時、最新の情報もお届けします。

管理士の皆様には、この趣旨をご理解のうえ、①氏名、②ご自身のメールアドレス、③管理士番号、④現在の県名を記載したメールを次のアドレスに送付し、メールアドレス等の登録をお願いします。

メールの送付先： midori-kanrishi@midori-kyokai.com

(3) 「緑の安全管理士」の所属等変更届けについて

「緑の安全管理士」の届け出事項に変更があった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。連絡は、郵便、FAX 又は電子メールでお願いします。当会のホームページで届出書をダウンロード、印刷してご記入の上お送り下さい。

(4) 「緑の安全管理士」認定証をなくされた方へ

「緑の安全管理士」の認定証の再発行を希望される方は、「再発行願い」に必要な事項を記入の上、写真 2 枚、再発行料金を添えて事務局まで提出ください。「再発行願い」用紙はホームページからもダウンロードできます。

不明な点は事務局にお問い合わせください。

(5) 「緑の安全管理士」資格有効期限と資格復活を希望される方へ

「緑の安全管理士」資格の更新できなかった方で、資格復活を希望される方は事務局あてにご相談下さい。資格は一時失効となりますが、条件によっては次年度の更新研修会への参加資格を授与します。

5 講師派遣事業について

緑の安全推進協会では、農薬安全対策事業の一環として「無料の講師派遣事業」を展開しています。

勉強会等への講師派遣のご希望がございましたら、ご遠慮なくお申込み下さい。講演内容に応じた適任の講師を派遣いたします。また、管理士のみなさんのお知り合いの方で、講習会や研修会などを企画されている方がいらっしゃる場合も講師派遣の紹介をしてください。本事業についての詳細はホームページをご覧ください。ご質問、申し込み等の相談は担当者（常木又は石島）にお気軽にご連絡下さい。

電話番号： 03-5209-2511

6 農薬でんわ相談室について

農薬の使用者や一般市民の方々からの農薬に関する電話による疑問・質問、相談に無料で応じています。疑問・質問などをどこに聞いたら良いか不明の際は、気軽にお尋ね下さい。

電話：03-5209-2512

7 緑の安全推進協会の出版物などのご案内

（１）農薬の安全使用等についての「リーフレット」

（社）緑の安全推進協会では、農薬工業会と連携して、農薬の役割、安全性の確保、適正な使用方法などについてわかり易く解説した次のようなリーフレットを作成し、広く知識の普及、啓蒙に関係者の方々に紹介し、各種イベントでの配布、講習会、研修会、勉強会等で利用していただいています。リーフレットは無料です。

ご希望の方はリーフレットの種類、必要数、使用目的、配布対象、送付先等をご記入の上、当協会まで FAX 03-5209-2513 にてお申込ください。

詳細については（社）緑の安全推進協会事務局までお問い合わせ下さい。



飛散防止のポイント
農薬地上散布の場合

飛散防止のポイント

- ① 農薬を散布するときは、必ず安全対策を講じてください。
- ② 農薬を散布するときは、必ず安全対策を講じてください。
- ③ 農薬を散布するときは、必ず安全対策を講じてください。

お問い合わせ先

（株）緑の安全推進協会	農薬工業会
〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com	〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com

知って得する！
保護具の知識
「農薬を使うときの安全チェックリスト」付き

お問い合わせ先

（株）緑の安全推進協会	農薬工業会
〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com	〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com

農薬を使ったあとはー
きちんと後片づけをしよう！

お問い合わせ先

（株）緑の安全推進協会	農薬工業会
〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com	〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com

農薬は
責任を持って
正しく使いましょう！

お問い合わせ先

（株）緑の安全推進協会	農薬工業会
〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com	〒100-0001 東京都千代田区千代田 〒100-0001 東京都千代田区千代田 TEL 03-5209-2512 FAX 03-5209-2513 http://www.midori-kyokai.com

新たに、「農薬は責任をもって正しく使いましょう」が追加されました。

新たに追加されたリーフレットも含め、リーフレットの記載内容は、当会のホームページでご確認いただけます。ご確認ください。

<http://www.midori-kyokai.com/index.html>

(2)緑地・ゴルフ場・農薬についての出版物

① 「なるほど！なっとく！農薬Q&A」(2010年改訂版)(農薬工業会編)

農薬についての正しい情報が伝わるよう本書の出版が企画されました。

分かりやすいと好評であった、「農薬Q&A(初版:平成19年)」を全面改定し、より平易な表現に改め、イラストや図表などを多く取り入れ読みやすくなるよう心がけ、新しい知見や法改正などを反映させました。

本書は、農薬の適正使用を指導される方々をはじめ農薬について知りたいとお考えの一般の方々にも十分ご理解いただけるものと思います。農薬についての疑問に答え、農薬に関する正しいが得られます。

B5判、274頁、定価1300円(消費税込み、送料実費)



② グリーン農薬総覧(2013年総合版)

芝、緑地、公園樹木類の病虫害及び雑草防除に使用する農薬を解説した「グリーン農薬総覧」は、ゴルフ場、造園業、防除業等に携わる方々の必携の書として広くご利用いただいております。

芝・樹木防除分野(家庭園芸薬剤も含む)の該当薬剤を全て網羅した「グリーン農薬総覧2013年版(総合版)」は3月上旬の刊行を目指し、現在作業をすすめております。

今回改定する総合版の主な内容は次のようになっております。

1. 前回刊行以降新しく登録になった農薬(2012年12月末まで)並びに適用拡大・縮小、販売中止等の変更のあった農薬の改訂内容等、特長、使い方のポイントなど(今版から取扱い会社の登録Noを記載しました)
2. 掲載農薬の芝、樹木以外に登録適用のある作物名の掲載
3. 樹木・樹木類(ばら、観葉植物含む)の病虫害及び雑草防除の手引き
4. 成分名から商品名の索引、残留基準(殺虫剤、殺菌剤、除草剤)、関連法規、通達事項など
5. その他



芝、樹木関係の緑の保全に関する座右の書としてご活用ください。

現在、予約受付中です。刊行(3月上旬予定)次第、順次発送させていただきます。「グリーン農薬総覧」(2011年版) (社)緑の安全推進協会編)

これらの出版物についてのお問い合わせ・お申込みは当協会(03-5209-2511)まで

みどりのたより

第55号

発行日 平成 25 年 2 月 26 日

発 行 (社) 緑の安全推進協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4
(全農薬ビル5階)

TEL 03-5209-2511

FAX 03-5209-2513

ホームページ <http://www.midori-kyokai.com>